

平成 29 年度やまがたチャレンジ創業応援事業助成金 募集要領

※本要領の無断での複製、複写、転載を禁じます。

県内における新たな企業の創出を促進し、地域経済の発展、安定的な経営、雇用の確保を図るため、新規創業を目指す方へ、創業に要する経費の一部を最大6ヶ月間、最高150万円(中心商店街空き店舗活用型の場合)まで助成します。

1 募集の対象となる方、対象となる事業

前年度の本助成金締切日(平成 28 年 7 月 7 日)以降、新たに小規模事業者※1(NPO法人は除く)として創業した方、または創業を目指す方で、以下の要件のすべてに該当する方が対象となります。(創業者の定義は別添「Q&A」を参照ください)

本事業の財源を担う山形県としては、多くの方に助成事業を活用いただきたいとの意向から、本助成金については、国等の同様の助成金・補助金との併用はできないこととしています。

※1 小規模事業者とは・・・常時使用する従業員数(家族従業員、パートタイマー、法人の役員を除く)が商業、サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)は5人以下、製造業、建設業等では20人以下の事業。事業形態は法人、個人問わない。

- (1) 創業が確実であり、事業内容の熟度が高いこと。(平成 29 年中の創業が確実であること。既創業者は、平成 28 年 7 月 7 日以降の創業であること。)
- (2) 市場や消費者ニーズをとらえたビジネスプランであり、需要や雇用を創出する事業であること。
- (3) 資格が必要な事業の場合、有資格者が経営者(代表者)であること。
- (4) 創業後の主たる事務所・店舗・工場等の事業拠点が県内にあること。
- (5) 創業する事業が、別表(6P)の業種に該当していないこと。
- (6) 商工会議所、商工会等の支援を継続して受けていること(受けること)。
- (7) 中心商店街空き店舗活用型の場合、県内の中心商店街に属する空き店舗を活用し創業すること。(商店街への加盟も条件となります。その商店街が中心商店街に該当するかは商工会議所、商工会へお問合せください。)
- (8) UIターン型の場合、平成 28 年 1 月 1 日以降に居住地を山形県外から山形県内へ移し、創業すること。
- (9) 開業地の商工会議所、商工会の経営指導員等から複数回の指導・支援を受け事業計画書等を作成すること。(経営指導員等の指導を受けずに申請することはできません。)
- (10) 次の欠格事項に該当しておらず、創業する事業が関係法令または公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること。
 - ① 国税または地方税の滞納があるもの。(ただし、課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。)
 - ② 山形県または公的金融機関等からの融資(間接融資を含む)等を受け、その債務の履行を怠りまたは滞っているもの。(ただし、県または公的金融機関等が認めた返済計画を立てているものを除く。)
 - ③ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。
 - ④ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるもの。

2 助成内容、助成率および助成金の額

助成金型	内 容	助成率	助成金額
①中心商店街 空き店舗活用型	地域の中心商店街内にある空き店舗での創業（1の(7)参照）	補助対象経費の <u>2/3 以内</u>	上限 <u>150万円</u>
②UIターン型	居住地を県外から県内へ移転しての創業（1の(8)参照）	補助対象経費の <u>2/3 以内</u>	上限 <u>100万円</u>
③女性創業型	女性による小規模な創業	補助対象経費の <u>2/3 以内</u>	上限 <u>50万円</u>
④一般型	①②③に該当しない場合の創業	補助対象経費の <u>1/2 以内</u>	上限 <u>75万円</u>

(注) 助成金は、融資を受ける際の資金調達先には算入できません。
女性の方は、各助成内容の要件に該当すれば、③以外にも応募できます。

3 助成対象となる期間と経費

- 助成対象期間は、平成 29 年 8 月 1 日(火)（交付決定予定日）～平成 30 年 1 月 31 日(水)となります。
- 創業にあたり、準備段階から必要とする経費のうち、次の経費が助成の対象となります。

- (1) 使用目的が創業に係る経費であると明確に特定できる経費で、以下の科目に記載の経費。
- (2) 上記期限内の対価の発生及び支払の経費。
- (3) 領収書等、証拠書類によって金額、購入した内容等が確認できるもの。
(その他、経費によっては他に添付資料が必要となるものもあります。)
- (4) 山形県内企業からの購入、山形県内企業への発注となるもの。

(科目ごとの内容、支払い例、留意点) 添：請求書、領収書以外に別途書類が必要なもの

経費区分	内 容
創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費	司法書士、行政書士等への相談経費、法人設立の登記の代行経費、個人事業の開業・廃業等届出書の作成代行経費、その他法人等設立に必要な経費（ただし、登録免許税、抵当権設定登記費、収入印紙代等は除く。）
人件費	常用従業員、パート、アルバイトの給与・賃金（諸手当を含むことができる） (労働保険等加入義務、労働時間や最低賃金など関係法令を順守した雇用であること。)
	注) 対象外 ・・・役員報酬、家族従業員給与 所得税、雇用保険料、社会保険料 添 ・・・①支払い明細、②源泉徴収票、③タイムカードまたは出勤簿、④雇入通知書または雇用契約書（すべてマイナンバーの記載のないものに限る）

店舗等借入費	店舗・事務所・顧客のための駐車場の賃借料・共益費、店舗等の水道光熱費、固定電話、インターネットの通信費、その他店舗等借入・運営に必要な経費 (水道光熱費等で対象期間をまたがる場合は日割計算で計上可)
	<p>注)</p> <p>添・・・賃貸契約書(家賃、駐車場の場合)、水道光熱費の請求書</p> <p>対 象・・・家賃、駐車場など(月々定額でかかるランニングコストは助成される月数分(最大6ヶ月分)が上限で、「3 助成対象となる期間」内の対価及び支払のもの)</p> <p>対 象・・・コピー機、店舗マットなどの「リース料」、店舗維持のための「除雪費用」</p> <p>対象外・・・敷金・礼金・仲介手数料、経営者・従業員の通勤用駐車場</p> <p>対象外・・・自己所有の自宅または、賃貸している自宅の一部を事務所や店舗として使用する場合(住居とは独立して第三者からの賃貸の場合のみ対象。)</p> <p>対象外・・・携帯電話関連一切、電話・インターネット回線などの契約料、設置費用、工事費</p>
消耗品費	備品、ソフトウェア等で税込10万円未満のもの (減価償却資産とならないもの)
	<p>注)</p> <p>対 象・・・文具、事務用品、コピー用紙等の消耗品、備品、ソフトウェア等 (ただし従業員数や従事度合での判断となる。(例)従業員1名→パソコン5台購入は不可。)</p> <p>対象外・・・保守料、設置費用(本体以外のもの)</p> <p>添・・・本体価格5万円以上のものについては写真添付必要(現物確認を行う場合もあり)</p>
市場(マーケティング)調査費	調査委託費、資料(専門書等)購入費、その他市場調査に必要な経費
	<p>資料購入費は、同一書籍を複数部の購入は不可。</p> <p>対象外・・・美容室、飲食店などの来客者用の雑誌、新聞等</p> <p>対象外・・・同業他店への体験的支払</p>
謝 金	外部専門家謝金
	対象外 ・・・コンサルや業者へ支払う本助成金や他の助成金等の申請、報告書の作成費用
旅 費	研修会、展示会出展や商談会参加などの旅費(公共交通機関に限る)
	<p>注)</p> <p>添・・・その研修会、展示会の内容が確認できる案内、受付書等の提出が必要。</p> <p>対 象・・・公共交通機関の場合、乗車券、新幹線等特別料金、指定席料金等。 宿泊費(1名1泊当たり1万円上限)</p> <p>対 象・・・レンタカー借上料(商談会、展示会参加等、目的が明確な場合)</p> <p>対象外・・・ガソリン代 (事業と個人使用の区別が確認できない点、車種により燃費が異なる点、などから不可。)</p> <p>対象外・・・新幹線グリーン車料金、航空機のビジネスクラスなど。</p> <p>対象外・・・研修会、展示会、商談会の参加費。研修会の中でも資格取得のための旅費。 (自らが出展する展示会費用は「広告宣伝費」にて対象とする)</p>

広告宣伝費	チラシ作成費、パンフレット(会社概要等)作成費、ホームページ作成費及び期間内のサイト運営費、展示会出展費用、チラシ等の新聞折込料、ポスティング費用、軽微な看板等店舗広告※、その他広告宣伝に必要な経費
	<p>注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タウン誌等の広告、チラシ折込等は、対象期間内の「掲載及び支払」のものとする。 ・対象期間内の支払であっても、前払い的支払いは対象外。 <p>※税込10万円未満のもの(10万円を超えるものは「設備費」に該当。)</p> <p>対 象・・・開店案内 DM などメール便等の送料。</p> <p>対 象 外・・・切手、はがき等郵券代。</p> <p>添・・・チラシ等は広告物自体、誌面やホームページはコピー、看板等は写真を添付。</p>
委託費	試作品製作、検査・分析、経理事務等の外部委託費
	<p>対 象・・・税理士、社会保険労務士の毎月の委託料。</p> <p>対 象 外・・・決算、申告料、助成金申請費用等。</p> <p>対 象 外・・・警備保障。</p> <p>注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃と同様に、月々定額でかかるランニングコストは、助成される月数分(最大6ヶ月分)が上限、対象期間内の対価及び支払のもの。
設備費	内外装・店舗看板、給排水設備など(移転できない設備に限る)
	<p>注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備費に計上できる助成希望額は、助成希望額総額の $\frac{1}{2}$ が上限となる。 <p>添・・・見積り2社以上必要。領収書は総額のを添付。設備写真を添付。</p>
その他	その他、商工会議所会頭が必要と認める経費
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策公庫の創業関連の融資制度を利用の場合、その支払利息(助成される月数分(最大6ヶ月分)が上限、対象期間内の支払のもの。) <p>注)・約定通りの返済が対象となる要件(返済に遅延等あれば対象外)</p> <p>添・・・返済明細、通帳のコピー</p>

《対象経費で全般的な注意点》

- ・土地、建物など有形固定資産の取得は対象外。
- ・仕入費用(材料、商品等)及び直接売上に転嫁されるもの(理美容業のシャンプーなど)は対象外。
- ・接待交際等の飲食、茶菓代は対象外。
 - ・支払の際の振込手数料は対象外。

なお、支払先によっては振込手数料差引での支払可の場合もあるが、その際は、差し引いた額が対象経費となる。
- ・営業権や特許権等工業所有権などの無形固定資産の取得は対象外。
- ・公共料金の督促手数料、リース料金の延滞手数料等、本体・対価以外の部分は対象外。
- ・設置、設定費用、保守料、保証料など本体以外の部分は対象外。

「Q&A」も
参照ください

4 募集期間・提出先

●平成 29 年 5 月 18 日(木)～7 月 6 日(木)17:00 必着

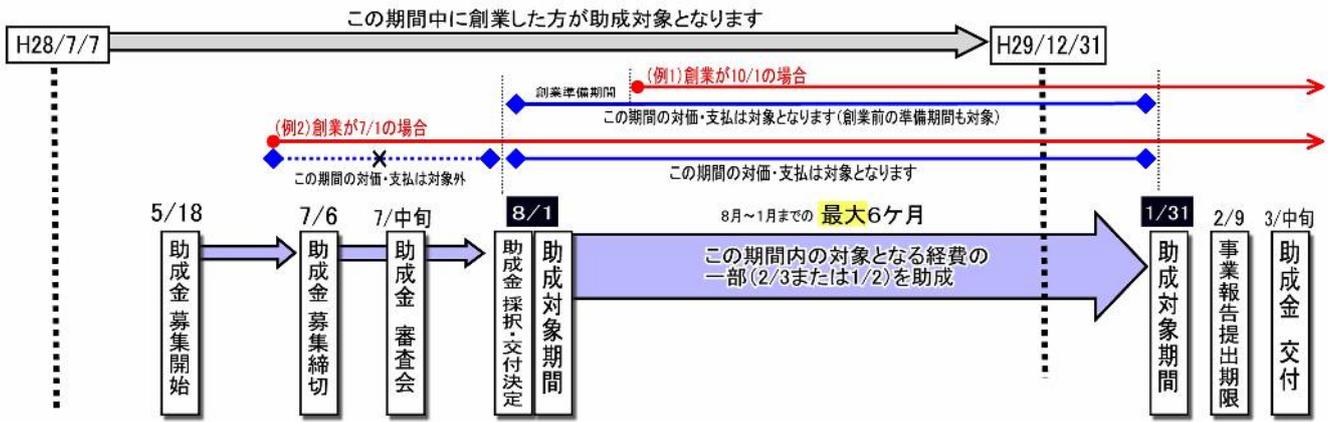
●提出先・・・開業予定地の商工会議所、商工会(6P 参照)

(お願い) ・書類提出、相談の際は、**電話等で「事前アポイント」**をお願いいたします。

・受付(相談)時間は、平日 9:00～11:00 13:00～17:00 内(時間厳守)となります。

過去においても事業計画の内容に誤りや記載不備、添付書類不足等が多く見受けられます。また、複数回の指導が要件となりますので、早期の相談、書類提出をお願いします。

申請～助成金交付までの流れ



5 提出書類

(1) 提出書類は Windows 版 Word、Excel ファイルとなっております。

やまがたチャレンジ創業ホームページよりダウンロードし、ファイルに入力の上、印刷し提出ください。

(<http://www.yamagata-cci.or.jp/sogyo-ouen/>)

(2) 書類の様式は、以下は証明等でココのものを除き、「A4 タテ 片面刷り」で提出ください。

(白黒、カラーは問いませんが、(3)⑦はカラーが望ましいです)

(3) 提出する書類をすべてコピーいただき保管ください。(審査会へもご持参ください)

- ① 「創業支援事業に係る事業計画書(様式1)」
- ② 「事業計画概要書(別紙1)」
- ③ 「助成事業費内訳書(別紙2)」
- ④ 「誓約書(別紙3)」
- ⑤ 事業を行うにあたり必要となる許認可(コピー)、開業届(コピー)、法人の登記簿謄本等 ※
※既に創業している場合は提出必要。開業届は税務署の受付印があるものの写し。
- ⑥ 直近の市県民税課税証明、市県民税・国税の納税証明、住民票
- ⑦ 事業を行う場所の地図、パンフレット、製品カタログ等参考資料
- ⑧ その他商工会議所会頭が必要と認める書類

_____は3ヶ月以内発行のもの

(詳しくは「チェックシート」にて確認ください)

6 審査方法

複数名の審査委員による、申請書類を基にした書類による「一次審査」、書類と申請者からのプレゼンテーションによる「二次審査」を行います。審査会は7月中旬に県内4会場(山形市、米沢市、鶴岡市、天童市)で開催を予定しており申請者には改めてご案内いたします。(注)二次審査に出席できない場合は審査の対象から除外となります。

7 採択の決定について

- ・審査会による採択結果については、7月下旬頃に書面にて通知します。
- ・採択結果は山形県およびチャレンジ創業、商工会議所等のホームページに公開となります。
- ・採択者には、後日、「採択者説明会」にて助成金の留意事項や報告書について説明します。(参加必須です)

8 事業報告、助成金の支払について

助成金は、精算払い(後払い)となります。助成期間終了後 10 日以内、または 2月9日のいずれか早い期日に「別紙5:創業支援事業に係る事業報告書」と証憑(領収書等の写し)等の提出が必要となります。

(報告書は Windows 版エクセルでの作成・印刷、データの提出が必須となります。)

また、上記の他、3月9日までに営業確認書類として以下の書類も提出が必要となります。

- ・個人事業:平成 29 年分決算書(青色申告)、収支内訳書(白色申告)の写し(税務署受領印のあるもの)
- ・法人:決算書および平成 30 年 1 月までの試算表。決算を終えていない場合、平成 30 年 1 月までの試算表。

内容を精査し、適正支出と認められた場合、指定口座に一括で助成金を振込みます。対象外経費があった場合など、採択金額を下回る場合があります。(支払額の上限は採択金額です。)

助成金の報告書類の提出先は、開業地の商工会議所、商工会となります。

助成金は、経理上、交付を受けた事業年度における「収益」として計上することになりますので法人税等の課税対象となります。(個人事業は売上収入の雑収入、法人は営業外収益、に計上)

8 書類提出、お問い合わせ、相談先

山形商工会議所(TEL 023-622-4666)／酒田商工会議所(TEL 0234-22-9311)／鶴岡商工会議所(TEL 0235-24-7711)米沢商工会議所(TEL 0238-21-5111)／新庄商工会議所(TEL 0233-22-6855)／長井商工会議所(TEL 0238-84-5394)／天童商工会議所(TEL 023-654-3511)

山形県商工会連合会(TEL 050-3540-7211)／上山市商工会(TEL 023-672-2057)／山辺町商工会(TEL 023-664-5939)／中山町商工会(TEL 023-662-2207)／村山市商工会(TEL 0237-55-4311)／東根市商工会(TEL 0237-43-1212)／尾花沢市商工会(TEL 0237-22-0128)／大石田町商工会(TEL 0237-35-2131)／寒河江市商工会(TEL 0237-86-1211)／河北町商工会(TEL 0237-73-2122)／西川町商工会(TEL 0237-74-3135)／朝日町商工会(TEL 0237-67-2207)／大江町商工会(TEL 0237-62-4128)／もがみ南部商工会 最上事務所(TEL 0233-43-2184)・舟形事務所(TEL 0233-32-2242)・大蔵事務所(TEL 0233-75-2162)／もがみ北部商工会 真室川事務所(TEL 0233-62-2347)・金山事務所(TEL 0233-52-2349)・鮭川事務所(TEL 0233-55-2032)・戸沢事務所(TEL 0233-72-2665)／南陽市商工会(TEL 0238-40-3232)／高畠町商工会(TEL 0238-52-0576)／川西町商工会(TEL 0238-46-2020)／小国町商工会(TEL 0238-62-4146)／白鷹町商工会(TEL 0238-85-0055)／飯豊町商工会(TEL 0238-72-3000)／庄内町商工会(TEL 0234-42-2556)・立川支所(TEL 0234-56-2219)／出羽商工会(TEL 0235-64-2130)・羽黒支所(TEL 0235-62-4252)・楡引支所(TEL 0235-57-2833)・三川支所(TEL 0235-66-3795)・朝日支所(TEL 0235-53-3580)・大山支所(TEL 0235-33-2117)・温海支所(TEL 0235-43-2411)／遊佐町商工会(TEL 0234-72-4422)／酒田ふれあい商工会(TEL 0234-52-3012)・八幡支所(TEL 0234-64-2428)・松山支所(TEL 0234-62-2235)

別表

平成 25 年 10 月改訂「日本標準産業分類」における、下記産業分類に該当する業種を補助対象外とする。

大分類		中分類		小分類	
A	農業、林業		全業種		
B	漁業		全業種		
G	情報通信業	38	放送業	381	公共放送業(有線放送業を除く)
J	金融業、保険業		全業種		
L	学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関		全業種
O	教育、学習支援業	81	学校教育		全業種
		82	その他の教育、学習支援業	820	管理、補助的経済活動を行う事業所
				821	社会教育
				822	職業・教育支援施設
				829	他に分類されない教育、学習支援業
P	医療、福祉	83	医療業	830	管理、補助的経済活動を行う事業所
				831	病院
				832	一般診療所
				833	歯科診療所
				834	助産・看護業
				84	保健衛生
		85	社会保険・社会福祉・介護事業	全業種	
R	サービス業(他に分類されないもの)	93	政治・経済・文化団体		全業種
		94	宗教		全業種
		95	その他のサービス業		全業種
		96	外国公務		全業種
S	公務		全業種		
T	分類不能の産業		全業種		

H29 やまがたチャレンジ創業応援事業（創業助成金） Q & A

※無断での複製、複写、転載を禁じます。

★別紙「募集要領」および本「Q & A」に記載のないものについては、各商工会議所、商工会へお問合せください。

★以下に記載の「商店街」は、〇〇商店街振興組合、□□商店街、△△商店会などを指します。

Q 1	創業者とは？（助成の対象者は？）
A 1	<p>現在、経営者（個人事業主、法人の代表等）でない方が基本的に対象です。例えば、勤労者、無職、学生、主婦、年金生活者など創業を目指す方が対象となります。</p> <p>創業する事業は、対象外業種（要領に記載）を除く、小規模事業者※が対象となります。（創業前であっても、創業計画上、小規模事業であれば対象となります。）</p> <p>過去に事業を営んだことがある方でも、過去5年間、経営者（個人事業主、法人の代表等）となっていなければ対象となります。（課税証明等の公的書類にて確認いたします）</p>

※小規模事業者とは・常時使用する従業員数（家族従業員、パートタイマー、法人の役員を除く）が商業、サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は5人以下、製造業、建設業等では20人以下の事業。事業形態は法人、個人問わず。

・常時使用する従業員とは、以下の（）に記載等以外の、労働契約に期間の定めがない、長期雇用を前提とするなどいわゆる正規雇用の従業員を指します。（日雇いでの雇用、2カ月以内の期間を定めて雇用される者、所定労働時間が同じ事業所内の雇用される通常（正規）の従業員に比べて短い者など）

Q 2	「中心商店街空き店舗活用型」、「U I ターン型」、「女性創業型」、「一般型」の区別がわかりません。	
A 2	①中心商店街 空き店舗活用型	各地域で指定する中心商店街内にある空き店舗に入居し、創業する場合。（その商店街に加盟することも要件となります。）
	②U I ターン型	平成28年1月1日以降に居住地を山形県外から山形県内へ移し、創業する場合
	③女性創業型	女性による小規模な創業の場合 （女性でも各助成内容の要件に該当すれば、③以外にも応募できます。）
	④一般型	上記①～③以外で創業する場合

Q 3	商店街に新規で設置されたテナントビルへ入居しての創業は「中心商店街空き店舗活用型」の対象となりますか？
A 3	対象となります。

Q 4	「中心商店街空き店舗活用型」に応募しようと思っておりますが、創業予定の物件が商店街のエリアに属するか、わかりません。
A 4	立地する物件が商店街に属するかは、その商店街に確認いただく形になります。商店街が不明な場合は、その地域の商工会、商工会議所へお問合せください。

Q 5	募集要領等に記載の助成率、助成金額で、助成対象経費の2/3または1/2、上限〇〇万とありますが、その意味を教えてください。
A 5	<p>助成対象期間中（最大6ヶ月間）、助成対象経費合計の2/3または1/2を助成するという意味です。但し上限額を越えない範囲での助成となります。</p> <p>例えば、一般型の場合ですと、家賃、広告など対象となる経費で200万支払った場合は、その1/2だと100万となりますが、上限75万ですのでその額となります。</p>

Q 6	応募すれば必ず助成金を受けることができますか？ また必ず満額（150万、75万、50万）を受けることができますか？
A 6	助成金の予算額には上限がありますので、応募者すべてに必ず交付できるものではありません。申請いただいた事業計画の内容、事業の実現性、本人のプレゼンテーションなど数項目の審査を行い、本助成事業の主旨に合致するものを採択いたします。 また、助成額は申請内容により算定（助成率は2/3または1/2）され、全体の申請状況により、必ずしも申請額が満額交付となるわけではありません。

Q 7	現在、〇〇業の株式会社の取締役をしていますが役員を退任し、△△業の株式会社を設立し、創業をしたいと思っています。該当いたしますか？
A 7	現状が代表取締役でなければ、経営者と見なしませんので該当します。この場合、別の業種を起こすため本助成金の対象となります。

Q 8	募集要領では平成29年中の「確実な創業」が要件となっていますが、創業の確認はどのようにして行うのですか？
A 8	書類としては、個人事業の場合は税務署への開業届、法人の場合は設立登記により確認します。創業日はそれぞれ開業届に記載された開業日、登記上の設立年月日となります。 また、各商工会議所、商工会の担当経営指導員が開業実態の確認も行います。

Q 9	法人にて創業を考えていますが、代表である私の出資割合などは要件がありますか？
A 9	雇われ社長としての創業は対象外となりますので、法人を設立する場合は、代表者（助成金応募者）自身が50%を超える出資が必要となります。（企業組合は除く）

Q 10	現在、サラリーマンですが、会社の許可を得て勤務しながら副業として創業したいと思っています。この場合も助成対象となりますか？
A 10	主たる収入、従事割合のウエイトが判断基準になります。この場合、従事時間等を勘案しますと対象となりません。内容によりますので商工会議所、商工会へお問合せください。

Q 11	現在、A市に在住ですが、B市での創業を考えています。書類の申請先はA、Bどちらの商工会議所（商工会）に提出すればよいでしょうか？
A 11	具体的にB市での創業準備が進んでいれば、B市の商工会議所、商工会へ相談・申請ください。創業地が不明瞭な場合は現在居住するA市の商工会議所、商工会へ相談ください。

Q 12	商工団体のサポートを受けることが要件となっておりますが、どのような手続きが必要ですか？
A 12	事業開始後も継続的な経営支援が必須となりますので、事業の所在地がある商工会議所、商工会への加盟をお願いいたします。開業地の商工会議所、商工会へお問合せください。

Q 13	創業を計画していますが、創業計画書の作り方、創業の準備についてのセミナーなど、参考となるものはありますか？
A 13	5月～県内各地域で創業塾、創業セミナー等が開催されます。 当事業のホームページ（ http://www.yamagata-cci.or.jp/sogyo-ouen.html ）に随時掲載

	<p>いたしますので、主催商工会議所等へお問い合わせください。</p> <p>また、計画書策定については、常時、経営指導員が相談に応じる他、中小企業診断士等の専門家派遣制度（無料）もありますので、商工会議所、商工会へお問い合わせください。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Q14	<p>創業のために資金を貯めていますが、資金不足が見込まれます。不足する資金の調達に活用できる融資制度などはありますか？</p>
A14	<p>山形県の開業支援資金※1、日本政策金融公庫（国民生活事業）の新規創業関連融資※2、各金融機関の融資などでの不足分の調達方法があります。それぞれ要件等がありますので、商工会議所、商工会へお問い合わせください。</p> <p>※1 創業塾を受講し修了証書を受領した方、および本助成金を受けた方は、金利低減（△0.2%）の特典もあります。（修了証書の発行日より5年間有効）また女性、若者（30歳以下）、シニア（55歳以上）の場合も0.2%低減となっています。（創業塾等の金利低減と重複はできません）</p> <p>※2 公庫融資についても創業塾修了、助成金採択等が審査上評価されます。公庫融資の利息も助成対象期間内のもの（最大約6ヶ月分）は助成対象経費となります。</p>

Q15	<p>公的な制度を利用して創業時の資金を借りたいと思っています。</p> <p>融資の際の創業計画書で、自己資金の他にこの助成金も予定して記載できますか？</p>
A15	<p>本助成金は申請すれば必ず交付されるものではありませんので、交付決定前時点での融資申し込みの場合には記載できません。</p>

Q16	<p>二次審査とは、どのようなことをするのですか？</p>
A16	<p>審査会は、提出された事業計画書と創業者（申請者）への質疑等により、事業の実現性、ビジネスモデルなどを審査します。20分程度、簡潔な事業内容等の説明と審査委員からの質疑に応じていただく形になります。</p>

Q17	<p>申請が採択され、助成金交付が決定となりましたが、事業を進めていくうちに、申請内容と実態が変わってきました。その場合、申請通りに使えない経費はどうなりますか？助成を受けられなくなりますか？</p>
A17	<p>事業を進めていくうちに、内容や経費で軌道修正があるのは仕方のないことです。</p> <p>業種や事業内容に大幅な変更があった場合は助成打ち切りとなる場合もありますが、「軽微な経費の科目移動」は対応可能です。そのような場合は早めに申請先の商工会議所、商工会へご相談ください。</p> <p>また、助成対象期間の終了日（1月31日）時点で事業廃止の場合は、さかのぼって採択を取り消す場合があります。</p>

Q18	<p>個人事業を営んでいますが、新たに法人を設立する場合は対象となりますか？</p>
A18	<p>基本的に「既に事業を営んでいた者」となりますので対象外です。</p> <p>従来個人事業として営んでいた事業の拡大、継続のために法人化する場合は対象とはなりません。たとえ定款により新たに他の事業を別に行うものも対象外となります。</p> <p>個人事業主の家族が事業を引き継ぐ場合（いわゆる代替わり）は、創業する事業が、個人・法人を問わず対象外です。</p>

Q19	NPO法人を立ち上げようと思っています。これは対象となりますか？
A19	残念ながら、NPO法人は対象としておりません。 本助成制度は「営利事業」を目的として営む小規模事業者を対象とし、開業率の向上と振興、併せて雇用の増加を図ることを目的としているためです。 また、法人形態や個人事業主の形態であったとしても、福祉・教育サービス業において、人件費補助や設備補助が事業者（所）に充当される場合は、上記の目的とは異なりますので、対象外となります。

Q20	助成対象となる事業経費の支払方法、支払期間について教えてください。
A20	助成対象期間（交付決定日（H29/8/1を予定）～H30/1/31までの最大6ヶ月間）内の、現金での支払い、相手先口座への振込、口座振替による経費が対象となります。請求書、領収書（レシート）等のコピーの提出が必要です。 上記期間内に買掛等が発生した場合でも、支払いが期間以降であれば対象外です。

Q21	採択される前の現時点で買い揃えたいものがあるので、クレジットカードで購入し、支払（決済）を採択後（8月以降）にしたいが対象となりますか？
A21	要件の「交付決定日以前に契約・発注した経費」に該当するので対象外となります。（公共料金等を除き、 <u>クレジットカード払いは対象外</u> です。理由としては、助成対象期間の最終月等で商品等は受け取っているが、支払が完了していない、支払が助成対象期間外になる場合もあるためです。）

Q22	創業する私自身（または家族名義）が所有する家屋等に事務所・店舗を併設する場合、改築工事費を助成対象とすることはできますか？
A22	創業者の家屋（保有資産）に事務所・店舗を併設する場合の改築工事費を助成対象として認めた場合、結果的に助成金を利用して、個人の保有資産の資産価値増加につながるものとなるため、助成対象とすることはできません。 （第三者から賃貸する店舗等の内・外装、看板設置については、Q23を参照ください）

Q23	店舗等の設備は対象となりますか？
A23	店舗、事務所等の内装・外装、看板等、移転ができないものについてはH27年度より対象となっています。但し、助成希望額総額の1/2までとなります。（募集要領も参照ください） なお、車両や本体価格10万円を超える備品等については対象外となります。

Q24	助成金の対象経費の購入先に制限等がありますか？
A24	交付する助成金は山形県の税金の補助によるものです。また、山形県では県産品愛用運動を実施しておりますので、 <u>地域内購入（県内企業への発注、県内企業からの購入）</u> が対象となります。

Q25	フランチャイズチェーン店を運営しようと考えていますが、助成対象になりますか？
A25	残念ながら、フランチャイズチェーンによる創業は対象となりません。理由としては、当助成金は、「優れたビジネスプランにより創業する」方を募集対象としており、フランチ

	<p>ヤイズチェーン店の場合、フランチャイズ契約に基づいた経営となり、創業者個人が独自性・独創性（優れたビジネスプラン）を発揮する裁量が少ないものと判断されます。</p> <p>また、フランチャイズチェーン店加盟者にとっては、フランチャイズの経営ノウハウやブランド力、マーケティング力によって、助成金を活用せずとも、創業の初期段階から安定した経営が期待できると見込まれます。よって、当助成の対象外といたします。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Q26	助成金の交付決定後に、何らかの報告義務はありますか？
A26	<p>助成対象期間（H29/8/1～H30/1/31）終了後 10 日以内に、「(様式5) 創業支援事業に係る事業報告書」と助成対象経費の証憑（請求書、領収書等）のコピーを提出いただき、申請に添った支払を行っているかを確認いたします。要領、Q&A、留意事項の記載に則らない場合、申請とあまりにもかけ離れた支払内容の場合は、助成交付決定の取り消しの場合がありますので、ご注意ください。（Q17 も参照ください）</p>

Q27	国の創業補助金のように利益返還はありますか？
A27	<p>本助成金は利益の多少にかかわらず返還義務はありません。但し応募要領等や雇用等の関係法令に基づき適正な対応が前提です。</p>

Q28	本助成金は税務上、申告の義務はありますか？
A28	<p>助成金交付された事業年度において申告をしなければなりません。詳しくはお問合せください。（個人事業：雑収入、法人：営業外収益）</p>